

令和7年度

いじめ防止基本方針

柳川市立ニッ河小学校

I いじめ防止に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることであり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域、その他の関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そこで、国の方針におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方、福岡県と柳川市のいじめ防止基本方針を受け、本校の「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応を行うために、地域や家庭・関係機関と連携したいじめへの組織的な取組、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするものである。

【いじめの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

II いじめ防止のための基本的立場

1 いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議等で周知を図り、全職員の共通理解を図る。また、子どもに対しても全校朝会や学級活動に於いて、校長や職員が「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成を図る。

2 いじめに向かわない態度・能力の育成

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等推進等の推進により、子どもの社会性を育むとともに、総合的な学習の時間の指導や社会・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いに認めながら建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、子どもが円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

3 いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ問題の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえて、学習についていけない焦りや劣等感が過度なストレスとならないよう一人一人を大切にしたいと分かりやすい授業づくりを行う。また、学級やスポーツ等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や趣味などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処していく力も育んでいく。

教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないように、指導には細心の注意をはらう。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている子どもや周りで見えていたり、はやし立てたりしている子どもを容認するものにほかならず、いじめられている子どもを孤立化させ、いじめ

を深刻化することになる。また、障害について、適切に理解した上で、子どもの指導にあたる。

4 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての子どもが、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、子どもが活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての子どもに提供し、子どもの*自己有用感が高められるよう努める。その際、家庭や地域との連携を図り、幅広い大人から認められているという思いが得られるような工夫をする。

*自己有用感・単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手から好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のこと。

5 子どもが自らいじめについて学び、取り組む

子どもがいじめ問題について学び、そうした問題を子ども自身が主体的に考え、子ども自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。(学級活動、児童会活動等)その際、教職員主導で子どもが「やらされている」だけの活動に陥らないようにする。子どもが意義を理解し、主体的に参加できるように配慮し、教職員は陰で支える役割に徹する。

III 具体的な取組

1 いじめ防止のための取組

(1) 分かる、できる授業づくり

- ① 全ての子どもが授業に参加できる、活躍できる授業
- ② 生徒指導の機能を生かした授業
- ③ 自己肯定感、有用感を高める評価

※教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が子どもを傷つけたり他の子どもによるいじめの助長につながったりすることを認識し、配慮する。

(2) 学習規律の徹底(日々の授業の中で)

- ① チャイムが鳴ったら(又は時計を見て)着席する習慣づけ
- ② 授業の始まりの「立腰」、発表の仕方、聞き方、ノートを取り方等の指導
- ③ 忘れ物、落とし物の減少

※教師が授業に遅れない、時間がきたら授業を修了できるようにする。

(3) 友人関係、集団づくり、社会性の育成(子どもが自ら気づく・学ぶ機会の提供)

- ① プロアクティブ(状态的・先行的)生徒指導の推進
(全校体制で取り組む「日常的」支援に基づく生徒指導の展開・魅力的な学校づくり
→積極的な先手型)
- ② 道徳教育や学級活動、児童会活動の充実(児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合えることができるようにする。)
- ③ 体験的活動や社会体験、交流体験の促進
総合的な学習の時間、「ふるさと学習」等

(4) いじめに関する指導

- ① 定期的に、学級活動、全校朝会などを通じて、発達段階ごとに「いじめはしない・させない・見逃さない」等の意味や意義の指導

(5) 配慮が必要な児童についての対応

- ① 特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対し必要な指導を組織的に行う。

(6) インターネット、スマートフォン等を通じたいじめ

- ① 匿名の書き込みやインターネット、ライン等によるいじめを防止し、効果的に対応できるように、情報モラルやトラブル等の指導や外部講師を招聘した研修会を実施し、啓発を行う。

- ②事案が発生した場合は、直ちに関係諸機関と連絡をとり、速やかに対応する。
- ③家庭で、小学生として「スマートフォンの要・不要、使用の決まり等」十分な話し合いができるように情報の提供をする。

2 早期発見・いじめ事案への対処の在り方

(1) 日常的な取組

- ①「子どものささいなことに気づく・気づいた情報を必ず共有速やかな対応」を基本に、記録をして情報を共有できるようにする。
- ②相談ポストの意味を子どもに周知し、その活用を図る。
 - ア 相談ポストは、担当者が放課後点検する。
- ③暴力的な行為や暴力を伴ういじめを目撃した場合には、速やかに止め、何が起きたか、どのように対応したかを担当者に報告し、委員会で対応する。
- ④いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。

(2) 定期的な取組

- ①いじめアンケートの活用、教育相談週間の実施（５月・１０月）
- ②いじめ家庭チェックの実施（５月・１０月）
- ③重大事案への対応
 - 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや事案、相当の時間学校を欠席することを余儀なく差荒れている疑いがある場合は、関係諸機関との連携を密に取りながら対処する。
 - ア 重大事案が発生したことを速やかに教育委員会へ報告するとともに、関係諸機関へ相談する。（柳川市警察署、大牟田児童相談所、SC等）
 - イ 教育委員会と協議上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、または、特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。（中立性）
 - ウ 教育委員会の指示を受け、事実関係を調査する。
 - いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を調査する。
 - 学校（調査主体）に不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合う。
 - エ 調査結果については、いじめを受けた子ども・保護者に対して、事実関係、その他必要な情報を適時・適切な方法で経過報告する。また、いじめた子どもの保護者に対して必要な情報を適時・適切な方法で報告し、連携して対処する。
 - 関係者の個人情報に十分配慮する。しかし、いたずらに個人情報保護を盾に、説明を怠ることのないようにする。
 - 得られた情報（アンケート、聞き取り等）は、いじめられた子供や保護者に提供する場合があることを念頭に、調査に先立ちその旨を調査対象の子どもや保護者に説明する。

(3) いじめ事案に対する調査・報告の体制（別添１）

3 教育相談体制及び生徒指導体制の構築

(1) いじめ防止対策委員会の設置（月１回、校内いじめ防止対策委員会を実施）

① 構成委員

ア 校長、教頭、主幹、生徒指導主任、特別支援 CN、養護教諭

※必要に応じて SC、SSW、スクールサポーターが出席

※緊急的に教育委員会、PTA 役員、警察棟関係諸機関で構成する。

イ いじめ防止対策委員会での協議内容を、全職員で構成するいじめ不登校対策委員会にて報告する。

② 活動内容

ア いじめの認知、未然防止の取組、早期発見の取組の実施、進捗状況の確認と検証

○毎月一回のいじめアンケートや友達アンケートの活用（その内、年2回は、無記名）
尚、アンケート等の結果を5年間保管する。

○年2回の教育相談週間の実施

イ 取組の評価等（P D C A サイクルについて）

○学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に生かす。

○学期ごとに目標に対する具体的な取組状況や達成状況を数値によって評価し、結果を踏まえてその改善に取り組む

○いじめ防止対策委員会を定期的開催し、取組状況や達成状況を明らかにし、専門家の意見も交えながら、問題の解決を図る。

○年度ごとに「いじめ防止基本方針」を見直し、改善を図る。

(2) 教育相談体制

6月と10月に全校児童を対象とした定期的な教育相談と児童の実態に応じて行う臨時の教育相談を行う。児童と担任の教育相談以外に、担任以外でも当該児童が話しやすい教職員がいれば、その教職員が教育相談をして情報を収集する。また、ケースによっては、教育支援センターの方に教育相談を要請して情報を収集及び解決策を見出す。その際、窓口は教頭が担う。さらに、保護者に対する教育相談も実施して保護者の心のケアにも努める。

(3) 生徒指導体制

校長、教頭、主幹、生徒指導担当、養護教諭、人権・同和教育担当、担任で生徒指導委員会（校内いじめ・不登校対策委員会）を組織する。

いじめアンケートの実施には、人権・同和教育担当、月の生活のめあて及び児童アンケートの実施は、生徒指導担当が担う。その際、主幹教諭が二者に指導・助言を行う。

問題行動が起きた場合は、生徒指導担当を要にして、「情報の収集」「対応策の検討」「対応」「継続指導」の順で当該担任と連絡を図りながら、指導を行う。

いじめが発生した場合は、校内いじめ・不登校対策委員会が中核になり、適切な専門家を加え、組織をつくり、招集して、調査方針、役割分担を決定し、事態の対応に当たる。（別添2）

4 保護者、地域への情報発信と連携体制

(1) 子どもや保護者・地域に対する情報発信と啓発

○年度始めのPTA総会で保護者に対して、その趣旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。※HPに掲載する。

○PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発をする。

○取組の進捗状況や得られた結果、「取組評価アンケート」の結果やそれを踏まえた学校の取組等を発信する。

○学校運営協議会・学校関係者評価委員会で学校いじめ防止基本方針について説明を行い、意見を基に改善を図る。

○保護者からの申し立てについては、情報を詳細に把握した上で、いじめ防止対策委員会を開催し対応を練る。

5 校内研修の充実

(1) 教職員の共通理解と意識啓発

○年度開始時に、学校いじめ防止基本方針の内容を全ての教職員に対してその趣旨や理解しておく内容について説明する。また、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法の規定に違反し得ることを全職員に周知する。

○いじめに関する研修や取組状況の評価を基に研修会を実施する。

いじめの発見

- ・児童、保護者からの訴え
- ・担任からの報告（日常観察、日記等から）
- ・各種アンケートからの発見
- ・教職員からの報告（日常観察）
- ・教育相談からの情報
- ・相談ポストからの発見

生徒指導担当への報告

校長（教頭）への報告

※対応したことを、時系列で主幹教諭（教頭）が記録に残す。

【一次対応 緊急対応】校内いじめ・不登校対策委員会の招集

（校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 担任 養護教諭）

- （１）協議（いじめの概要及び緊急度の確認）
- （２）役割分担（事情聴取者、支援、指導担当、保護者への対応担当、関係機関への協力要請担当）
- （３）情報収集・整理
 - ・いじめられた児童 事実関係の把握
 - ※心のケア 安全確保、全面的な支援を優先
 - ・いじめた児童 事実関係の把握
 - ・周囲の児童 事実関係の把握
- （４）関係保護者への事実関係の報告、信頼関係の構築
- （５）関係機関への依頼（教育委員会、三橋中、PTA役員、民生児童員等）

【二次対応 中期対応】校内いじめ対策委員会の招集・対応

（校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 担任 養護教諭 PTA会長 民生児童委員
学校評議員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー）
市の支援チーム

- （１）協議（今後の対応・方針の共通理解 役割分担）
- （２）役割分担（いじめられた児童支援者、いじめた児童指導者、関係者保護者への対応担当、一般保護者への対応担当、関係機関への協力要請担当）
- （３）対応
 - いじめられた児童 担任及びSC等のチームによる支援
 - いじめた児童 いじめた事実に応じた毅然とした指導、再発防止
 - 関係者保護者 事実関係及び指導方法の伝達 協働意識の向上
 - 一般保護者 場合によっては事実関係の伝達

※関係機関等は常に情報共有化を図り、支援・協力体制を継続していく。

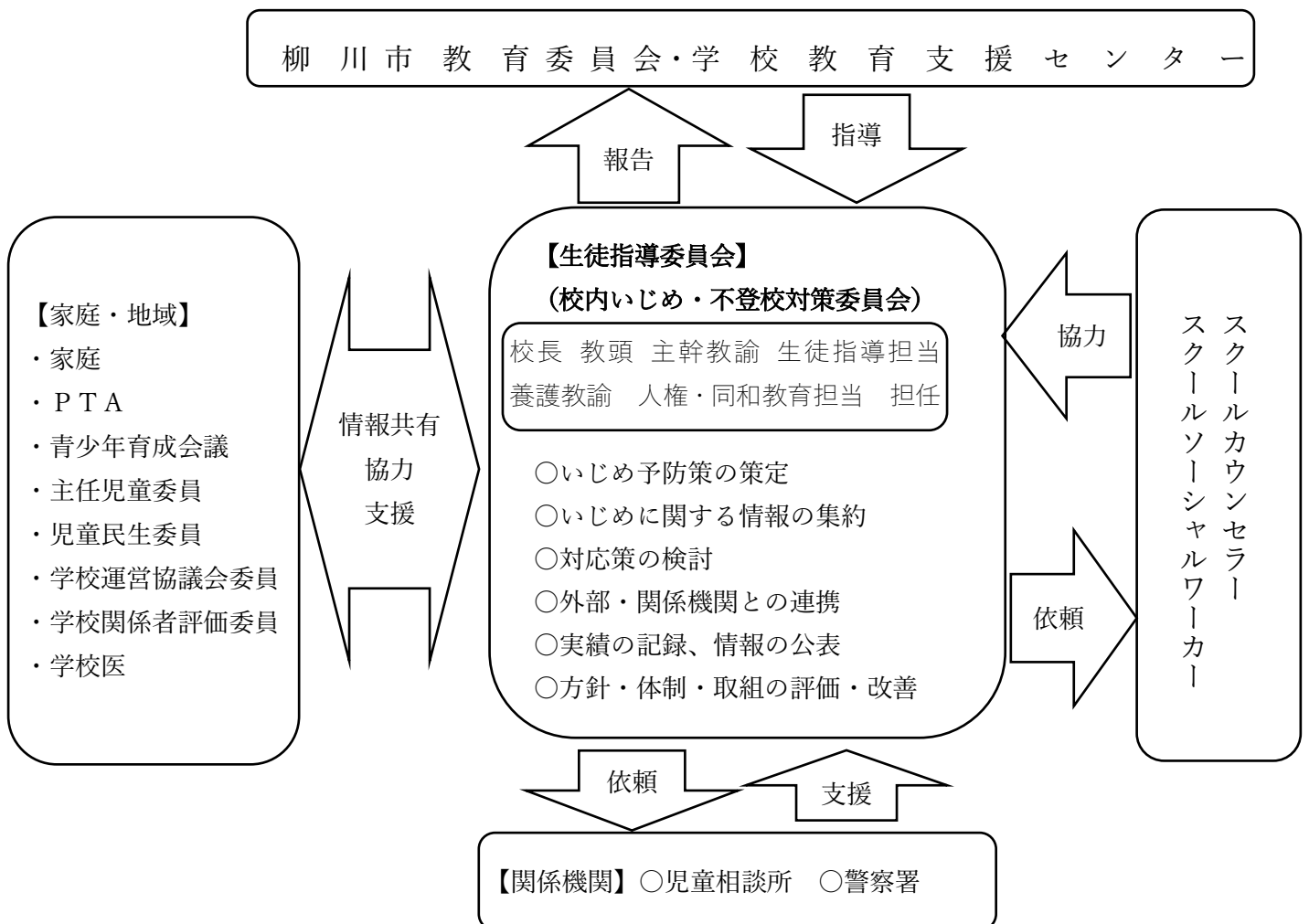
【三次対応 長期対応】校内いじめ対策委員会の継続対応（3ヶ月以上の対応）

（校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 担任 養護教諭 P T A会長 民生児童委員
学校評議員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー）

- （１）協議（今後の対応・方針の共通理解 役割分担）
 - （２）役割分担（いじめられた児童支援者、いじめた児童指導者、関係者保護者への対応担当、一般保護者への対応担当、関係機関への協力要請担当）
 - （３）対応
 - いじめられた児童 対人関係能力の向上
 - いじめた児童 規範意識の向上 対人関係能力の向上
 - 関係者保護者 指導方法の伝達 協働意識の向上
 - 一般保護者 家庭教育力の向上
- ※関係機関等は常に情報共有を図り、支援・協力体制を継続していく。

生徒指導体制

別添 2



令和 7 年度 いじめ問題対策年間計画

	全校での取組	いじめ・不登校対策委員会	保護者等との連携
4 月	いじめアンケート及び情報の共有化 ニッ河小学校いじめ防止基本方針の説明	指導方針、指導計画の審議 対策・対応の審議 アンケート集約と対応	学級懇談会 P T A 総会
5 月	いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	
6 月	学級づくり 柳川市教育相談強調月間 柳川市生活アンケート→教育相談 指導方針・指導計画・対策・対応の共通理解 いじめアンケート及び情報の共有化 児童民生委員との交流会に向けた情報交換	アンケート集約と対応 いじめ兆候にある児童の把握	民生児童委員との 話し合い 学校運営協議会
7 月	人権学習、人権レポート作成 同和問題啓発強調月間 →人権作文・標語作成 いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応 指導方針、指導計画の評価・ 改善	学級懇談会 家庭訪問 保護者アンケート
8 月	生徒指導研修会		
9 月	いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	P T A 講演会
10 月	柳川市いじめ撲滅月間 柳川市生活アンケート→教育相談 いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	保護者アンケート
11 月	いじめアンケート及び情報の共有化	いじめ兆候にある児童の把握 アンケート集約と対応	学校運営協議会
12 月	人権週間→人権学習・人権集会 いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応 指導方針、指導計画の評価・改善	学級懇談会
1 月	いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	学校運営協議会
2 月	いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	学級懇談会
3 月	いじめアンケート及び情報の共有化	アンケート集約と対応	

